

一般社団法人成蹊会 選挙管理委員会規則

制 定 平成24年 6月14日
最新改正 平成24年 月 日
成蹊会理事会

(目 的)

第1条 本規則は、一般社団法人成蹊会（以下、「成蹊会」という。）代議員選任規程（以下、「規程」という。）第2条に基づき、代議員選挙実施のため、選挙管理委員会（以下、「委員会」という。）の運営及び代議員選挙実施に関し必要な事項を定める。

(正会員数の調査)

第2条 委員会は、代議員選挙が行われる前年度の3月31日を基準日として各学校及び学部卒業生の正会員数を調査し、理事会に報告する。

(選挙人名簿の作成)

第3条 委員会は、規程第9条に基づき、当該代議員選挙につき、速やかに選挙区ごとに選挙人名簿を作成し、備え置くものとする。

- 2 前項の選挙人名簿は、選挙を行う年度ごとに作成するものとする。
- 3 選挙人名簿には、氏名及び会員番号並びに住所（郵便番号含む）を記載する。

(候補者の公募)

第4条 規程第11条に基づいて委員会が行う代議員候補者の公募の要項には、各選挙区の代議員定数、選挙の日程、立候補者の資格、選挙人の資格のほか、代議員選挙に必要な事項を記載する。

(立候補の届出等)

第5条 規程第12条第1項の立候補届は、別紙書式1のとおりとする。

- 2 代議員になろうとする者は、委員会が指定した期日までに、前項の立候補届を郵送にて委員会に提出しなければならない。なお、同日付の消印のあるものは、有効とする。
- 3 立候補届を提出した者は、委員会に届け出ることにより、立候補を取り下げることができる。
- 4 前項の立候補の取下げは、規程第13条の立候補者名簿の公示の前日の午後5時までに、別紙書式2により届け出なければならない。

(立候補届の審査等)

第6条 次の各号に掲げる立候補届は、無効とする。

- (1) 所定の事項の一部または全部の記載を欠くもの
- (2) 規程第9条の被選挙人の資格を有しない者が提出したもの
- (3) 定款第12条第2項の再任制限に該当する代議員が提出したもの
- (4) 第3条の選挙人名簿に記載されていない者が提出したもの
- (5) 届出者が規程第10条に定める被選挙権を有する選挙区から立候補していないもの
- (6) 立候補者の意思に基づかないもの
- (7) 規程第12条第1項の推薦人のないもの

2 委員会は、立候補届に前項各号に該当する無効事由を発見したときは、届出者に公募期間末日までの補正を求めるとともに、その期間内に補正がなされない場合、立候補届の無効を宣言しなければならない。

3 委員会は、前項の無効の宣言を行ったときは、速やかに理事会に報告しなければならない。

(立候補者名簿)

第7条 規程第13条に基づいて委員会が公示する立候補者名簿には、立候補届の記載に基づき、氏名、選挙区名、勤務先、年齢、成蹊会活動履歴及び抱負を記載する。

2 立候補者名簿は、選挙区ごとに作成するものとする。

(投票)

第8条 規程第14条に基づいて行われる代議員選挙の投票は、郵送によるものとし、委員会が公示した投票日までに、投票用紙を郵送にて委員会に提出しなければならない。なお、同日付の消印のあるものは、有効とする。

(開票及び当選者の確定)

第9条 委員会は、投票日後速やかに開票を行い、当選者を確定する。

2 前項にかかわらず、選挙区の代議員立候補者数が定数を超えなかった場合は、委員会は、当該選挙区の有効な立候補者全員を当選者として確定する。

(無効の票)

第10条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を使用していないもの
- (2) 規程第14条第1項の方法によらないもの
- (3) その他委員会が無効と判断したもの

2 委員会は、前項により投票を無効としたときは、速やかに理事会に報告しなければならない。

(当選者への通知)

第11条 委員会は、第9条により確定した選挙結果を、速やかに当選者に文書で通知する。

(投票用紙の保管管理)

第12条 委員会は、郵送された投票用紙を、次の選挙における当選者の確定までの間、保管管理する。ただし、選挙に関する訴訟が提起されている場合は、当該訴訟が終結するまでの間、保管管理する。

(規則の改廃)

第13条 本規則の改廃は、会長が委員会の意見を聴取して行う。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

書式1

書式2